平成２７年（フ）第１７２号
長野県松本市大字岡田町1181番地１　メゾンｄｅアンジュＡ101
破産者　吉本　雅一
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５３３号
静岡市葵区一番町82番地
破産者　豊嶋真由美
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７８号
札幌市中央区南５条西８丁目７番地１　吉田ビル701号
破産者　北島　英雄
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
宮城県石巻市水明北３丁目11番１号　仮設袋谷地東団地５－５号、前住所宮城県石巻市三輪田字仲里前81番地
破産者　日野　直也
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町710番地４
破産者　岩嵜　裕美
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１４号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町710番地４
破産者　岩嵜　洋子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４９号
群馬県伊勢崎市豊城町2113番地２　市営住宅2261
破産者　成塚　和夫
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１号
長野県上田市吉田273番地31
破産者　成田　賢治
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３４０号
名古屋市中村区中村中町３丁目33番地
破産者　加藤　一雄
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９７号
名古屋市中川区春田１丁目128番地　ひまわりハイツ103号
破産者　今井三三男
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３２号
名古屋市東区出来町２丁目８番８号　ザ・シーン徳川園1201号
破産者　大澤　勇一
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０５号
名古屋市北区会所町250番地の１　ロイヤルオークビル７Ａ号、従前の住所愛知県春日井市朝宮町２丁目11番地１　コスモスＢ棟202号
破産者　渥美　有一
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８９号
愛知県常滑市瀬木町２丁目139番地
破産者　筒井　政人
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５４号
神戸市兵庫区石井町６丁目５―16、住民票上の住所神戸市兵庫区中道通７丁目１番13―601号
破産者　稲岡　宏幸
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４６号
神戸市須磨区東白川台３丁目５番地の14
破産者　田頭　行雄
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
岡山県倉敷市大内1035―１　202、住民票上の住所岡山県岡山市北区横井上210番地
破産者　谷川勝弘こと　李　　勝弘
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
岡山県新見市豊永佐伏5820番地、開始決定時の住所岡山県都窪郡早島町早島4227―２　雇用促進住宅２号棟302
破産者　森　　晃
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
岡山県小田郡矢掛町小田4442番地
破産者　杉本　健次
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係